

本日、第 411 回中央委員会を開催します。

日 時：4月18日(火) 18:30～
場 所：原子力科学研究所、研究1棟 1F 第5会議室
主な議題：活動報告、協定類の承認、四半期会計報告

- 施設の障害の発生及びその防止のための緊急を要する作業の発生
- ハ 突発的事由により対外関係機関への対応を速やかに行わなければならない場合
- ニ 契約納期若しくは建設および調整試験の工程がひっ迫し、中断することが業務に甚大な支障を及ぼす場合
- ホ 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構等との調整業務の臨時的な繁忙
- ヘ 放射線管理業務の開始および加速器試験運転の開始に伴う業務の繁忙

3. 有害業務【前年度同】

- (1) 一般職員等の限度時間 9時間30分の範囲
- (2) 変則勤務職員等の限度時間 所定労働時間 + 2時間の範囲

4. 代 休【前年度同】

- (1) 付与条件 1日6時間以上の超勤
- (2) 付与日数の限度 1ヶ月当たり2回以内
- (3) 代休を付与した場合の割増率
 - イ 時間外勤務 25 / 100
 - ロ 休日勤務 35 / 100

5. 協定有効期間

平成 18 年 5 月 1 日 から 平成 19 年 3 月 31 日
1ヶ月の自動延長有

%%%%%%%%

今回の提案で、新しく特別条項として、【やむを得ない事由の場合に限り事前協議を得ることにより、通常の制限時間、通知で認められる限度時間、協議によって決定される限度時間を越えた限度時間を設定できるようにする】ことが提案されました。これは年に6回以内、やむを得ない場合であって、継続的に忙しいものには適用されません。

労組は、機構提案の、やむを得ない事由のホ項は他の項目で読めると指摘していますが、大筋で認める方針です。近年、労働基準監督署の超過勤務に関する指導が厳しくなっており、機構も含め、多くの法人に立ち入り調査などが行なわれています。機構も指導に従い、きちんと超過勤務問題に対応していようとしており、それがこの提案の背景になっています。

特別条項について、承認はするつもりですが、個々のケースで、健康問題などが生じかねない事態には、組合に申し出てください。協定の限度時間に係らず、機構に対応を要求します。

===超過勤務制度（協定）機構提案===

前年度からの限度時間の他、やむを得ない事由に対する特別条項を加えることが提案される。

提案の骨子

1. 限度時間

(1) 1ヶ月当たりの限度時間

- イ 一般限度時間 22時間【前年度同】
- ロ 通知限度時間 27時間

(2) 3ヶ月当たりの限定時間

- イ 一般限度時間 66時間
- ロ 通知限度時間 76時間

(3) 協議決定時間

- イ 1ヶ月 27時間を超え45時間までの超勤
- ロ 3ヶ月 76時間を超えて120時間までの超勤

(4) 年間限度時間 360時間

2. 特別条項【新規】

(1) やむを得ない事由の場合に限り事前協議を得ることにより

- イ 1ヶ月45時間を超えて80時間までの超勤年間6回まで
- ロ 3ヶ月を通じて200時間まで
- ハ 1年間を通じて540時間まで

(2) 前項のやむを得ない事由は以下のとおり

- イ 予算、決算、給与、契約等に係る業務の臨時的な繁忙

超過勤務についてQ&A(その1)

Q 半日有給休暇の日の超過勤務はできるのか？緊急呼び出しなどの時はどうなる？

A 労働法には、休暇は暦日を丸々与えるものとする原則があります。これは、たとえば「有給休暇は認め、通常の勤務時間は休ませるが、仕事が忙しいから、超過勤務を行なえ」などとされることがないようにするための原則です。しかし、主に労働者側の要請から、半日休暇に対する要求が強いため、厚生労働省では半日の有給休暇も違法扱いしないという運用・指導を行なっています。ですから半休は違法ではないのですが、先の精神があるため、その日に超過勤務をさせない原則になっています。機構においてもその旨の通達が出ています。

では、事故など、緊急に対応を要し、時間外に勤務をせざるを得ないときはどうするか。その場合、例外として超過勤務を認めるか、あるいは半休を取り消して勤務したものと扱う方法などが考えられます。それぞれ、場合によるので、相談してくださいと労務窓口は言っています。超過勤務問題でもっとも肝心なことは、「行なった超過勤務を不払いにしてはいけない」という原則が、他の原則に優先することです。

Q 博士研究員は、成果を出すため日夜働いています。自分だけで実験・解析などすることもあるし、所属するグループの実験にも参加もしています。時には深夜、時には休日も研究することがあります。このような場合、代休や振り替え休日はもらえるのでしょうか？

A 代休、振り替え休日はもらえます。ちゃんと残業や休日出勤を出勤簿につけて手続きをしましょう。

Q 休日出勤勤務をした場合、代休を取る必要はあるのでしょうか？

A・case 1 金曜日の夜0時を越えて仕事をした場合

単純に計算すると超勤時間は6時間30分以上になるので、休憩時間(いままでは、平日で4時間を超える時間外勤務をする場合は30分以上、6時間を超える場合は1時間以上の休憩を取ることになっていました。)が無ければ、6時間を超える超勤に対しては代休を取る(但し、月2回まで)ようになっています。また、22:00から05:00までの勤務については、深夜手当が支給されます。

・case 2 土曜日1時間ほど仕事をした場合

東海研では、代休対象ではありません。大洗に関しては労働者代表との協定では半代休の対象になっています。

Q 土曜日深夜仕事をした場合、残業代をどのように時間計算をするの？

A 金曜日の20:00-01:00の残業をした場合

超勤時間 4時間

休日勤務 1時間

深夜勤務 3時間

休日勤務も超過勤務も時間外勤務には変わりありません。手当を支給する際の乗率(平日125/100、休日135/100)が違うので分けているだけで限度時間は時間外勤務時間の合計で管理されます。なお、代休を取った(月をまたぐ場合はその月に取ったこととして)場合はその時間が限度時間から控除されます。なお、深夜時間(割増率25/100)はラインの管理職にも支給されます。

特殊法人労連シンポジウム

「構造改革」という幻想を超えて

亡国の規制緩和・民営化に終止符を

「格差拡大が進んでいる」、いま多くの国民がそう感じていることが世論調査の結果にあらわれています。現実の生活の中で感じる格差、将来の展望を見出せない希望格差、いずれにしても不満と不安が交錯する社会状況を生み出しているのではないのでしょうか。

格差の原因は何か、小泉構造改革路線をこのまま進めていってよいのか、「小さな政府」は国民生活にどう影響するか、など「構造改革」を検証することで次の時代を考えていくシンポジウムを開催します。ぜひご参加ください。

山家 悠紀夫 氏 に聞く

(「くらしと経済研究室」主宰、元第一勧銀総合研究所専務理事)

インタビュアー 堤和馬氏(ジャーナリスト)

- ・「構造改革」がもたらしたものは何かーライブドア事件と格差社会
- ・財政危機をどう見るかー政府資産売却論の誤り

報告 立山 学 氏(ジャーナリスト)

松井 繁明 氏(弁護士)

発言 「行革推進法案」と公的事業の変質

日時 4月21日(金)14時~17時

場所 衆議院第1議員会館第1会議室

階段入り口で「特殊法人労連」の腕章をつけて、入場券を配布します。

参加費 無料

* 参加希望の組合員は組合事務所へ連絡ください。交通費を組合で負担します。